

(特別養護老人ホーム さくら聖母の園)  
入 所 契 約 書

この契約書は、\_\_\_\_\_様（これ以降「利用者」と略します。）と社会福祉法人  
フランススコ第三会マリア園（これ以降「事業者」と略します。）との間に介護老人福祉施設サ  
ービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

第一章 総 則

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書の趣旨に従い、居宅  
における生活への復帰を念頭において、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介  
護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管  
理及び療養上の世話（これらを総称して「介護老人福祉施設サービス」を行う事により、利  
用者がある能力に応じ自立した生活を営むことを目的としてサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 令和 年 月 日

契約の満了日 利用者の要介護認定の有効期間満了日  
(令和 年 月 日)

2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動  
的に更新されます。

第二章 料 金

(利用者負担金及びその滞納など)

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、次のとおりです。

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 利用料金     | 契約書別紙に定めるとおり |
| ② 食費及び居住費  | 契約書別紙に定めるとおり |
| ③ ①と②以外の費用 | 契約書別紙に定めるとおり |

2 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を6ヶ月以上滞納したときは、  
事業者は相当期間を定めた催告にもかかわらず、期限までに利用料を支払わない場合は、契  
約を解除する旨、通告することができます。

通告を行った場合であっても、契約の継続を考慮し、利用者との調整のための努力をし  
ます。

3 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から3ヶ月）を経過した場合、この  
契約を文書により解約することができることとします。

(利用者負担金の納入)

第4条 前条に定める利用者負担金については、期日を定め、たうえでサービスを利用した月ごとにまとめ、たうえで、サービスを利用した月の翌月の30日に、利用者の指定する金融機関の口座から引き落としします。

- 2 前項に定める引き落としに要する料金については、利用者のご負担とさせていただきます。
- 3 利用者負担金の受領に関わる領収書については、利用者負担金のお支払いを受けた後に差し上げます。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は2週間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は次の場合に限り、1ヶ月以上の予告期間を設けたうえで契約を解約することができます。

- 一 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
  - 二 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて高いと認められたとき
  - 三 利用者が故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
  - 四 第3条第3項に該当する場合
- 2 契約を解約する場合については、事業者はあらかじめその理由を文書により利用者にし、十分な説明を行います。
  - 3 契約を解約する場合は、第14条に定める援助を行います。

(契約の終了)

第7条 この契約は次のいずれかに該当する場合、終了します。

- 一 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- 二 第5条に定める利用者からの意思表示がなされ、予告期間を経過した場合
- 三 第6条に定める利用者からの意思表示がなされ、予告期間を経過した場合
- 四 次のいずれかに該当することにより、介護老人福祉施設サービスを提供することができなくなったとき
  - イ 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設等において利用者を受入れる態勢が整ったとき
  - ロ 利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合であって、入院後3ヶ月以内に退院できる見込みがなく、かつ医療機関側において利用者を受入れる態勢が整ったとき

- ハ 利用者が医療機関に入院した場合であって、入院後3ヶ月を経過しても退院ができないことが明らかになったとき
  - ニ 要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
  - ホ 利用者が死亡した場合
- 2 契約を解約する場合には、事業者はあらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明を行います。
  - 3 契約が終了する場合は、第14条に定める援助を行います。

#### (損害賠償)

- 第8条 事業者は、介護老人福祉サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、その責任の所在にかかわらず、利用者の家族、後見人、身元引受人等関係者にただちに連絡します。  
また、遅滞なく必要な処置を講じます。

#### (苦情対応)

- 第9条 事業者は、利用者、利用者の家族、後見人、身元引受人等関係者（以下「利用者等」と言い換えます。）からの苦情を受け付ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 利用者等は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取り扱いを致しません。

#### (サービス提供の記録など)

- 第10条 事業者は、サービス提供の記録などを作成その完結した日から5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に付し、あるいはその複写を交付します。
- 2 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービスの提供記録などを引き継ぐものとします。

#### (守秘義務)

- 第11条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者またはその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。
- 2 あらかじめ、利用者から文書により同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず目的外の使用をしないことを条件に、情報提供できるものとします。

#### (拘束の禁止)

第12条 事業者は、他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者について、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、利用者の行動の制限を致しません。

2 事業者が、利用者について、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動を制限する理由、行動を制限する手段や内容、行動を制限する期間について、あらかじめ十分に説明します。

また、この場合、事業者は利用者の家族、後見人又は身元引受人等関係者に対し、あらかじめ行動を制限する理由、行動を制限する手段や内容、行動を制限する期間について十分に説明致します。事前の説明が間に合わなかった場合であっても、事後直ちに説明を行います。

3 事業者は、利用者について、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は主治の医師の意見を聞き、恣意的な判断を避けるようにします。

4 事業者は、利用者について、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する措置をとった場合は、その措置をとるに至った経過、事業者内における検討の過程及び結果、主治の医師の意見、利用者及びその家族に対する説明の概要などについて記録し、その完結した日から5年間は保管します。

5 隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限した利用者については、早急に施設サービス計画を見直します。

#### (利用者の入院における再入所受入義務)

第13条 利用者が病院または診療所に入院する場合であっても、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、入院した日から起算して3ヶ月間においては、利用者の希望により、直ちに利用者を本施設に入所させ、介護サービスを提供します。

2 やむを得ない事情があり、本施設への再入所ができない場合については、あらかじめ利用者などに対して説明を行い、文書により同意を得ることとします。

3 第2項に該当する場合については、他の施設を紹介するなど、利用者の便宜に資する事項について、援助を行うものとします。

#### (契約の終了に伴う援助)

第14条 本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設・ケアハウス等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

2 契約の解約又は終了後、退所までに要した費用については、利用者負担とします。

(残置物・所持金等の引き取り等)

第15条 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物・所持金等の引き渡しについては、用意が整い次第、身元引受人にその旨連絡するものとします。

2 身元引受人は、前項の連絡を受けた後、2週間以内に残置物・所持金等を引き取るものとします。

但し、身元引受人は特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨を連絡し了承を受けるものとします。

3 事業者は前項但し書きの場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当な期間を過ぎても残置物等を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物等を身元引受人に引き渡すものとします。

但し、その引き渡しに係る費用は身元引受人の負担とします。

(身元引受人)

第16条 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

一 利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合に、入院手続きが円滑に進行するように協力すること

二 契約が終了する場合、事業所と連携して利用者の心身の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること

三 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他の必要な措置をすること

(連帯保証人)

第17条 連帯保証人は利用者と同様として、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

2 前項の連帯保証人の負担は極度額150万円を極度額とします。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したとき、もしくは連帯保証人が破産手続開始決定を受けたときに、確定するものとします。

4 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

5 連帯保証人が死亡または破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

6 身元引受人は、連帯保証人を兼ねるものとします。

7 連帯保証人は、利用契約が終了した後、施設に残された利用者の残置物を利用者又は代理人が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分に係る費用を負担するものとします。

(身元引受人の変更)

第18条 身元引受人は、当該身元引受人が契約の有効期間中に死亡した場合、または心神喪失

その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、身元引受人の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、または身元引受人の家族を含む第三者に身元引受人を変更することに同意します。

(事故発生時の対応)

第19条 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(契約外条項)

第20条 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記のとおり介護老人福祉施設サービスに関する契約を結びます。

上記契約を証明するため、本契約書2通を作成し利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 所在地 新潟県上越市西城町2丁目3-12

事業者名 社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園

代表者職・氏名 理事長 伊能哲大 ⑩

説明者職・氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

利用者 ご住所

お名前 ⑩

代理人 ご住所

お名前 ⑩

身元引受人 ご住所

お名前 ⑩